# ID:　120

## 担当部署:　住民課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 出産祝金の支給 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町子宝奨励条例　第1条 |
| **例規番号** | 平成17年条例第100号 |
| 【根拠条文】(目的)第1条　この条例は、出産を祝い、心身ともに健やかな児童の育成を図るため、出産祝金(以下「祝金」という。)を支給することを目的とする。【基準】根拠条文、第2条及び第3条の規定による。(受給資格)第2条　祝金を受けることのできる者は、藤崎町に引き続き3年以上住所を有し、第2子までの子と生計を同じくしている父母とし、第3子以上の子を出産したときとする。(祝金の額等)第3条　祝金の額は、10万円とする。2　平成17年3月28日前までに合併前の常盤村子宝奨励条例(平成4年常盤村条例第25号)第2条の規定に基づく受給資格の認定を受けた保護者に対しては、次表に定める額の祝金及び奨励金を支給する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 子の区分 | 支給時期 | 支給総額 |
| 出生時(祝金) | 小学校入学時(奨励金) | 中学校入学時(奨励金) |
| 第3子 | 300,000円 | 80,000円 | 120,000円 | 500,000円 |
| 第4子 | 300,000円 | 80,000円 | 120,000円 | 500,000円 |
| 第5子以上 | 300,000円 | 80,000円 | 120,000円 | 500,000円 |

 |
| **標準処理期間** | 30日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |